

一般財団法人日本准看護師推進センター

定 款

# 一般財団法人日本准看護師推進センター 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人日本准看護師推進センターと称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、准看護師に係る試験事務等を行うことにより、准看護師の資質向上を図り、国民の健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 准看護師試験に係る試験事務の実施
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた財産とする。

2 基本財産は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第9条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

### 第3章 評議員

（評議員）

第10条 この法人に、評議員3名以上9名以内を置く。

（選任及び解任）

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任 期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

#### 第4章 評議員会

（構 成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権 限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 評議員に対する第13条第2項に係る費用の支払いの基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時の評議員会を開催することができる。

（招 集）

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第18条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対し、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第10条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事について法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、その評議員会で選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 24 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第5章 役員

(役員)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法人を代表し、業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を分担執行する。また、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、常務理事は理事長の職務を代行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度内に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員等の報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 この定款の第 47 条・48 条に定める委員並びに顧問及び参与に対しては、別に定める支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 32 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 33 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般法人法第 198 条において準用する同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規程（この定款に基づき評議員会が制定するものを除く）の制定、変更及び廃止
- (5) その他この定款で定められた事項

(招 集)

第 36 条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 38 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第 40 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 42 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解 散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、



公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第9章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営並びに委員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第48条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

3 顧問は、この法人の運営上重要な事項について、理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べることができる。

4 参与は、この法人の運営に関して専門的知見から意見を述べることができる。

## 第11章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 長期借入金

(長期借入金)

第50条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において総評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

## 第13章 附 則

(設立時の評議員)

第 51 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	松原 謙二	相澤 孝夫	猪口 雄二
	加納 繁照	山崎 學	星 北斗

(設立時の役員)

第 52 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	横倉 義武	釜菴 敏	末永 裕之	
	織田 正道	菅間 博	林 道彦	岡本 呉賦
設立時監事	小玉 弘之	野木 渡		
設立時理事長	横倉 義武			

(代表理事)

設立時常務理事 釜菴 敏

(事務所の所在場所)

第 53 条 本会の設立時の主たる事務所の所在場所は、東京都文京区本駒込二丁目 2 8 番 1 6 号とする。

(最初の事業計画等)

第 54 条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 55 条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から 2 0 2 0 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立者の名称、住所、拠出する財産及びその価額)

第 56 条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は、次のとおりである。

- (1) 住 所 東京都文京区本駒込二丁目 2 8 番 1 6 号  
名 称 公益社団法人日本医師会  
拠出財産及びその価額 金銭 金 2 0 0 万円
- (2) 住 所 東京都千代田区三番町 9 番地 1 5  
名 称 一般社団法人日本病院会  
拠出財産及びその価額 金銭 金 2 5 万円
- (3) 住 所 東京都千代田区神田猿樂町二丁目 8 番 8 号  
名 称 公益社団法人全日本病院協会  
拠出財産及びその価額 金銭 金 2 5 万円
- (4) 住 所 東京都千代田区富士見二丁目 6 番 1 2 号  
名 称 一般社団法人日本医療法人協会  
拠出財産及びその価額 金銭 金 2 5 万円

(5) 住 所 東京都港区芝浦三丁目15番14号  
名 称 公益社団法人日本精神科病院協会  
拠出財産及びその価額 金銭 金25万円

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人日本准看護師推進センターの設立のため、設立者の定款作成代理人伊井埜滋は、電磁的記録である本定款を作成しこれに電子署名する。

2019年3月8日

設立者 公益社団法人日本医師会  
代表理事 横 倉 義 武

設立者 一般社団法人日本病院会  
代表理事 相 澤 孝 夫

設立者 公益社団法人全日本病院協会  
代表理事 猪 口 雄 二

設立者 一般社団法人日本医療法人協会  
代表理事 加 納 繁 照

設立者 公益社団法人日本精神科病院協会  
代表理事 山 崎 學

定款作成代理人 司法書士 伊井埜 滋